

## つくば市における児童館図書室の活動と職員の意識に関する研究

平久江 祐 司\*, 阿久津 裕 美\*\*, 石川 賀 一\*\*, 野口 武 悟\*\*

## A study on the libraries of the children's halls and their staff in Tsukuba City

Yuji HIRAKUE, Yumi AKUTSU, Shigekazu ISHKAWA, Takenori NOGUCHI

乳幼児、小学生を中心とした多くの児童が利用する児童館には、児童福祉施設最低基準第37条(設備の基準)により図書室を設置することが義務付けられている。歴史的に見ると、児童館は優良な図書(児童文化財)の提供や遊びを通して児童を健全育成することを目的として設置されてきた。そうした中で児童館図書室は読書活動を支援する上で重要な役割を担っていると考えられる。しかし、児童館における児童の読書活動や児童館図書室の利用実態は十分に明らかにされていない。本研究では、つくば市の児童館における児童の読書活動と、児童館図書室の運営及び利用状況やその問題点を明らかにするため、つくば市の16児童館の図書室担当者および職員を対象としたアンケート調査を行った。

その結果、①多くの児童館において、図書等の原簿を作成するなど物品としての管理は行われているが、選書や相互貸借などの運営面においては消極的な意識が見られること、②読書活動やその支援の重要性は認識しているが、外部支援者に依存する傾向や職務の範囲外と認識していることなどが明らかになった。したがって、今後、児童館職員の持つ読書活動への支援の重要性についての認識を実際の読書支援活動に繋がる積極的な意識に発展させていくための具体的な方策が必要である。

The children's hall of which many children often make use in Japan is obliged to establish a library by the article 37th of the Minimum Standard of Child Welfare Institute. Historically, the children's hall has been playing an important part of sound growth of children. But the library of children's hall is rarely realized as the facility to offer many kinds of juvenile cultural assets such as good books, picture-cards and so on. And moreover, the actual conditions of the library are not sufficiently investigated. So, in this study, we have researched on the children's reading activity and the management of the libraries of 16 children's halls in Tsukuba City by the questionnaire.

As the result of that, we have two findings. One is that the staff of a children's hall is reluctant to support children's reading activity in spite of maintaining some amount of books. The other is that they have the tendency of depending on supporting of external persons to guide children's reading activity and thinking it as out of their duties, though they realize the significance of supporting children's reading activity and the library. Therefore, we could indicate that they need to have a total plan to connect the perception to support children's reading actively with the way to realize it.

\* 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科  
Graduate School of Library, Information and Media Studies,  
University of Tsukuba

\*\* 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程  
Doctoral Program  
Graduate School of Library, Information and Media Studies,  
University of Tsukuba

## 1. はじめに

教育の情報化が急速に進展する中で、豊かな読書体験の涵養を通して、心身ともに健やかな児童の育成を図ることは変わることのない重要な社会的要請である。特に、幼少期の豊かな読書体験はその後の読書生活の充実に大きな影響を持つと言われており、児童の読書離れが進む現代社会において家庭を含めた地域社会全体で様々な読書機会を提供するための取り組みが必要となっている。こうした地域社会において公共図書館や学校図書館は児童の読書機会の提供に重要な役割を果たしてきた。また、あまり一般的に知られていないことではあるが、乳幼児、小学生などを中心とした多くの児童が利用する児童厚生施設である児童館には、児童福祉施設最低基準第37条(設備の基準)により図書室を設置することが義務付けられている。こうした児童館の図書室が幼少期における読書の場として重要な役割を担うものと考えられる。

2004年5月現在、つくば市には17館の児童館が設置されており、年間延べ277,738人の幼児、小・中・高校生からなる児童・生徒が利用している(つくば市こども課平成14年度調べ、当時は16館)。その設置数は茨城県全体47館の約36%を占める。こうした相当数にのぼる利用者数に比べて、概してその図書室は貧弱であり、公共図書館や学校図書館などの類縁施設からの支援や協力も得られていないのが実状である。したがって、学校図書館や公共図書館を補完する読書機会の提供の場として児童館を位置づけ、その活用を図ることは十分に社会的意義のあることであると考えられる。しかし、児童館における児童の読書活動や図書室の利用実態は十分に明らかにされないままになっている。

本研究では、つくば市の児童館図書室における児童の読書活動と図書室の運営及び利用の現状と職員の意識を明らかにし、その問題点を考察する。

そのために、まず初めに児童館の歴史の変遷を先行研究から明らかにし、次に現在の児童館職員の制度的側面および職員の役割について検討し、最後につくば市の児童館の現状調査の結果を分析する。

## 2. わが国における児童館及びその図書室の歴史

本章では、わが国における児童館の歴史について先行研究<sup>1)2)3)</sup>及び行政資料<sup>4)</sup>をもとに概観し、児童館及びその図書室成立の背景及びその役割について明確にする。

### 2.1 わが国における児童館の萌芽

児童館研究者である八重樫牧子は、わが国における児童館の原形を、明治末期にはじまり大都市を中心に発達した隣保館の児童クラブであると捉えている<sup>5)</sup>。隣保館の児童クラブは、保護者の貧困や労働等のために、家庭での遊びや学習に恵まれない児童に対して、個別的、または、集団的に活動が行われていたとされる<sup>6)</sup>。ここには、当時の都市問題の一環としての児童問題の把握という構図がある。

戦前期においては、多くの都市問題に関する著書が著されており、その中で児童問題が扱われていた。例えば、本学の前身である文部省図書館員教習所の設立に尽力した川本宇之介は、自著『都市教育の研究』(1926年)の「少青年の道徳生活」や「市民殊に児童青年の精神生活に対する利弊」、「貧児教育の徹底」などの節で、今日の児童館施策の根底にある「児童の健全育成」に通底するような主張を展開している。川本は、「貧児教育を徹底する為には、その家庭の改善、父母の教養の向上、余暇生活の善用に力を用い、その貧児の居住する地域を特に教育的に整理して、その全環境を教育化することが極めて大切である」<sup>7)</sup>と述べている。これは、まさに、当時の都市部において、貧困児童の教育環境の改善がいかに必要であったかを物語るものであり、都市部において隣保館の児童クラブが発達した背景には、こうした都市部の児童の実態があったものといえる。

しかし、制度として児童館が確立するには、第二次大戦後の1947年の「児童福祉法」制定を待つ必要があった。1947年の時点での児童館数は、『児童福祉三十年の歩み』(1978年)によると、総数で44館(公立1館、私立43館)であり(図1)、私立のほとんどは戦前期から続く隣保館の形態であったものと推測される。

### 2.2 「児童福祉法」の制定と児童館の制度的成立

終戦から2年後の1947年12月、「児童福祉法」が制定された。ここにおいて、ようやく児童館は制度としての成立をみる。八重樫は、児童館は「すべての児童の健全育成を目的とする児童福祉法の明朗で積極的な面を具現した施設として強調された」と述べている<sup>8)</sup>。にもかかわらず、当初の児童館に対しては、「児童福祉法」の中で財政的な裏づけが全くなされておらず、理念先行型の施設として出発したといっても過言ではない。

1948年3月に「児童福祉法施行規則」が施行され、4月1日より「児童福祉法」が施行された。さらに、12月には、「児童福祉施設最低基準」が施行された。同基準の施行によって、児童館として備えるべき最低の基準が

示された。このことは、戦前から続いてきた隣保館的性格を持つ都市部の私立児童館を淘汰してしまう結果となった。

1947年の時点で44館（公立1館，私立43館）あった児童館は、1949年3月には全国で6館となり、隣保館の系譜をもつ私立児童館の多くは、「児童福祉法」や「児童福祉施設最低基準」の定める児童館としては認められなくなったのである。すなわち、「児童館の設備、職員、遊びの指導などに関する基準が定められ、その要件に合致しないものは児童館として認可されなかった」<sup>9)</sup>のである。そもそも、戦前期は、隣保館に限らず社会事業の多くは慈善事業であり、心ある市民の提供した空き家や民家の一室で細々と事業を営んでいたケースも少なくなかった<sup>10)</sup>。当然、こうした私設事業では、国の定める基準を満たす可能性の低かったことは想像に難くない。

さらに、1951年5月になると、厚生省児童局から、児童館運営についての最初の基本方針となった「児童厚生施設運営要領」が出された。

### 2.3 戦後日本における児童館の展開

1949年に6館にまで落ち込んだ児童館数は、その後、少しずつ増加の傾向を見せ始めた。ここで、特徴的なのは、1963年に至るまで私立児童館が公立児童館を上回っていることである。これは、まだ地方自治体の児童館に対する理解が十分進んでいなかったことの反映とも見ることができる。事実、1956年に中央児童福祉審議会が行った「児童福祉行政の諸問題に関する意見具申」のなかで、児童の健全育成対策を樹立するための具体的方策の1つとして「児童遊園及び児童館の趣旨を周知徹底し、これが整備拡充を図ること」が挙げられている。また、この年出された『厚生白書』は、児童館について、「数もきわめて少ないし、また活発かつ有効な運営がなされているところも少ない。これらの施設は、児童に健全な遊びを与える場として、またその健全な育成を図る上に不可欠であるばかりでなく、特に都会地における児童の交通事故等の危険から児童を守る意味においても重要な役割をになっているのである」<sup>11)</sup>と述べている。国の捉える児童館像として「児童の健全育成」に果たす役割が大きく示されているといえよう。

1960年8月、中央児童福祉審議会は「児童福祉行政の刷新強化に関する意見」を出し、今後の労働力供給のためには、人口の資質向上対策としての「児童健全育成対策」が必要であると指摘している。また、同様の観点から、1962年には、中央児童福祉審議会から「児童の健全育成と能力開発によってその資質の向上をはかる積極的

対策に関する意見書」も出されている。こうして児童館の重要性が高まってきたのに応じて、1963年7月、厚生省は「昭和38年度児童館設置費国庫補助について」（事務次官通知）を出し、市町村の児童館の設置および運営費に対して国庫補助が実施されるようになった。この国庫補助の影響は大きく、翌1964年度に私立児童館数と公立児童館数が逆転し、以降、急激に公立児童館数が増加する（図1参照）。

1960年代も後半になると、急速な高度経済成長のひずみから、都市部では「児童の健全な遊び場が少ないためにおこる事故が多い」ことへの対応として、より一層の児童館等の施設強化が指摘されるようになった（中央児童福祉審議会「児童の事故防止対策に関する答申」：1965年）。東京都では、1968年に「東京都中期計画」を公表し、当面4小学校区に1館（のちに2小学校区に1館）という児童館の建設指標を打ち出し財源措置を始めている。

1974年には、中央児童福祉審議会が報告書「今後推進すべき児童福祉対策について」を提出した。この中で「児童館を中心とする地域の育成機能を強化する対策」が挙げられ、①児童の遊戯圏・生活圏に見合った児童館整備として、中規模児童館や大規模児童館などの体系的設置、②児童のための総合的なコミュニティセンターとしての機能実現、③児童厚生員の資質向上、④児童にとって有益な児童文化財を整備し、児童文化の向上に寄与、⑤30人程度を一単位とした児童育成クラブ（仮称）の設置・普及などが具体的に述べられた。この報告書に対応する形で、児童館の設置運営についての見直しが行われ、1978年6月、「児童館の設置運営について」（厚生事務次官通知）が出され、この中で初めて「児童館設置運営要綱」が定められた。この特徴は、児童館を3種（①小規模児童館、②①に体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童センター、③①及び②以外の児童館）にわけ、国庫補助の対象を市町村立児童館以外に、社会福祉法人の設置運営する児童館にも拡充したことなどにある<sup>12)</sup>。

1985年になると、国際青年年を記念し、中学生や高校生の利用できる施設機能を加えた大型児童センターの整備が開始される。翌86年には、「児童館の設置運営について」（厚生事務次官通知）を改正（第二次改正）し、児童館の種類として、新たに大型児童館を追加した。これを受けて、1987年には、県立の大型児童館の整備に対する国庫補助制度が創設され、また、全国の児童館に対する児童劇巡回事業も開始された。1988年6月には、新たに中学・高校生も対象とした大型児童センターと都道府県内の児童を対象とする都道府県立児童厚生施設が新

たに明記された。また、同年、補助金抑制のねらいから、それまで別立てにされていた児童館と児童センターの交付要綱が一本化され、厚生保険特別会計の児童手当勘定から出されることになった。

1990年8月、新たな「児童館の設置運営について」(厚生事務次官通知)が出された。その中で、児童を取り巻く環境の急激な変化、出生率の低下など、「児童健全育成上憂慮すべき事態が進行しており、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくり」が緊急の課題とした。その具体策の1つとして、児童館体系の見直しが行われ、大型児童館を、A型(従来の都道府県立児童厚生施設)、B型(新しい児童館)、C型(従来の大型児童館)に区分し直した。また、必要に応じ「児童クラブ室」を設けることも追記された。これを踏まえて、翌91年度から、「放課後児童対策事業」が実施されることとなった。

その後も児童館に対する施策が次々と打出されている。1992年には「県立児童厚生施設事業(ネットワークづくり事業)」, 1993年には「児童館地域活動促進事業」などがそれである。また、1994年2月の中央児童福祉審議会「児童の健全育成に関する意見」や同年4月の「児童の権利に関する条約」への批准などを受けて、児童館施策も大きく見直されることとなった。1994年には、児童館に関連する事業として「子どもにやさしい街づくり事業」、「就労家庭子育て支援モデル事業」も開始された。このように、今日の児童館は、従来からの児童の健全育成に加え、子育て支援などの役割を期待されるようになってきている。まさに、児童館は、地域における子ども家庭支援システムとして重要な働きを担っているのである。

## 2.4 児童文化財としての出版物と児童館図書室

児童福祉の領域では、現在においても、図書をはじめとした出版物等は児童文化財と見なされている。とりわけ、戦後直後にあっては、児童の健全育成の観点から優良な児童文化財の普及が必要とされた<sup>13)</sup>。

そもそも、こうした対策が打出された背景としてどのような状況があったのであろうか。

『児童福祉十年の歩み』(1959年)には、「戦後、児童に悪影響を及ぼすと思われる性的刺激の強い雑誌、映画が多く出て、また児童読みものには粗悪な漫画本や荒唐無稽な冒険物語などが多く出版されるに及んで、その対策を何とかしなければならぬという声が高まってきた<sup>14)</sup>と述べられている。厚生省児童局は、早くも1948年10月には、児童局長通達「児童文化向上対策について」を出し、①中央児童福祉審議会で推薦勧告を行うように

すること、②児童文化財の保護および普及措置をはかること、③末端機構として母親クラブ、児童指導班、巡回文庫等の普及を図ることを打出した。

このうち、①中央児童福祉審議会で推薦勧告を行うようにすることについては、1949年の「児童福祉法」第三次改正によって法律に盛り込まれた。1950年9月に開かれた中央児童福祉審議会の第18回審議会で、推薦勧告に関する諸規定を決定するとともに、出版物、映画及び幻燈、紙芝居、演劇(人形劇を含む)、玩具・遊具・遊戯及び音楽、の5つの活動部会が設置された<sup>15)</sup>。なお、出版物の部会に関しては、「民間団体の現に行っている図書推薦事業を尊重するために、児童図書推薦に限って、日本図書館協会、児童文学者協会、NHK読書委員会の推薦した図書を取り上げることとし、各推薦母体の審査委員の代表を臨時委員に加える」<sup>16)</sup>対応をとることになった。実際の推薦の発表は、1951年1月から行われている。

勧告に関して、中央児童福祉審議会は、優秀なものを推薦することによって好ましくないものが排除されるようにしようという態度をとってきた<sup>17)</sup>。1953年、出版物、映画等に関する業界の反省自粛を求め、児童福祉関係機関団体の文化財浄化運動を要望する「性的出版物、映画等の児童に対する悪影響の防止に関する決議」を行い、翌54年には、厚生省児童局から、各都道府県宛てに趣旨の徹底についての通知が出された。さらに、1955年には、日本出版団体連合会、出版取次懇談会及び日本出版小売業組合連合会を招いて、自粛方策の促進について協議を行っている<sup>18)</sup>。

ところで、戦後直後は、紙に対する統制が行われていたため、一般の児童読み物等の紙さえ入手困難な状態であった。厚生省は、この状態では、優秀な文化財の普及に支障があるとして、1949年から50年にかけて、紙の斡旋を行い、不足を補っていた。また、このころ、児童館をはじめとした児童福祉施設には、図書、玩具等がまったく欠乏し、文化的な潤いの欠ける状態であった。そこで、厚生省児童局は、1948年度から1950年度にかけて児童文化財寄付運動を展開し、児童文化財を集め、各施設に配布した。さらに1951年度になると、児童館等の児童福祉施設に対する巡回文庫事業が開始された。そのきっかけは、1949年に、ある篤志家が厚生省に文庫開設の寄付を行ったことにある。翌年、この寄付をもとに「児童福祉文庫」が設置され、その文庫事業の一環として巡回文庫事業が開始された。巡回文庫事業は、埼玉、千葉両県を皮切りに全国の施設を巡回し、児童向図書、母親向図書の普及に努めた。「児童福祉文庫」は、1954年6月

を最後に事業を終了し、図書類は、巡回文庫の到着都道府県に帰属させることとなった<sup>19)</sup>。

児童福祉施設のなかで、その最低基準として図書室が設けられるのは、児童館と肢体不自由児施設のみである。後者は、肢体不自由児の「作業を指導するに必要な設備」（「児童福祉施設最低基準」第68条第1項）であると性格づけられている。したがって、この「児童福祉文庫」事業のねらいは、前者、すなわち児童館図書室の充実・整備にあった可能性が高い。また、巡回文庫とともに1948年の児童局長通達「児童文化向上対策について」で挙げられていた末端機構として、母親クラブが位置づけられていることにも注目したい。母親クラブは児童館の事業ないし児童館を拠点として行われている場合が多いからである。

厚生省児童局の中山茂は、「図書室が最低基準となっているのは、読物や絵本が児童の情緒の発達に重要であり、情緒の発達は児童の健全な育成の基本となるものである」<sup>20)</sup>からだと述べている。まさに、児童館図書室は、児童館の中であって、優秀な児童文化財を揃えた児童の健全育成にとっての基本的機能として位置づいていたといっても過言ではない。

### 3. 児童館運営に関わる職員

児童館の運営に携わる職員は主に、「児童福祉施設最低基準」に基づいて配置される「児童の遊びを指導するもの」、及び「児童福祉法」による「放課後児童健全育成事業」に基づいた「放課後児童の健全育成を図るもの（放課後児童指導員）」が挙げられる。実際には、それぞれの児童館や設置自治体の状況に応じて、自治体もしくは放課後児童クラブに所属する児童の保護者会等の予算をもって非常勤職員（嘱託、パート等）が雇用される場合がある。また、読み聞かせや人形劇などを展開するボランティアが児童館で活動を行うなど、児童館では多様な雇用形態、多様な立場の人々が関わることによって活動が展開されている。

本章では、児童館の運営に携わる職員の制度的側面および児童館職員の役割について検討する。

#### 3.1 児童館職員の制度的側面

児童館職員について「児童福祉施設最低基準」（厚生省令）第38条第1項では、児童館には「児童の遊びを指導するものを置かなければならない」と規定されている。「児童の遊びを指導するもの」は特定の資格や免許制度を持つものではなく、あくまでも任用資格であり、第2

項ではその資格要件が定められている。それは、①母子指導員の資格を有するもの、もしくは②小学校、中学校、高等学校もしくは幼稚園の教諭となる資格を有するか、大学において心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科もしくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者で児童厚生施設の設置者または都道府県知事（政令指定都市においては市長）が適当と認めたものとされている。母子指導員とは、母子生活支援施設において、母子の自立促進を目的に、母親の就労や児童の養育などに関する相談、助言を行うものであり、保育士の資格を有するか、児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者、高校卒業後、2年以上児童福祉事業に従事した者が該当する。

この「児童の遊びを指導するもの」は、1998年の「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令」（1998年2月18日）によって「児童厚生員」から呼称が改められた。しかし、実際には、報告書等において「児童の遊びを指導するもの（児童厚生員）」と併記もしくは単独で表記される場合があることや、児童健全育成財団によって児童館職員などを対象に「児童厚生員の資質や意識の向上と身分の安定、社会的ステータスを高揚すること」<sup>21)</sup>を目的として行われている児童厚生員資格認定制度が引き続き「児童厚生員」という表現を用いており、どちらの表現も同じように使われているのが現状のようである。

「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ、いわゆる学童保育）に関する職員については、「放課後児童健全育成事業実施要綱」の「4. 運営」において、「（遊びを主として）放課後児童の健全育成を図る者（放課後児童指導員）」と呼ばれる専任職員の配置が規定されている。採用時の基礎資格は「児童の遊びを指導するもの」とは異なり、特に規定されてなく、各自自治体等の判断に任されているものの、「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成10年4月9日、厚生省児童家庭局長通知）の「3. 事業の実施方法等について」の中で、「放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準第三八条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい」と通知が行われている。したがって、児童館で放課後児童クラブが開設される場合は、児童館職員（「児童の遊びを指導するもの」）が放課後児童指導員を兼任することができる。しかし、通知では資格を有するものが「望まれる」と表記されており、必ずしもすべての放課後児童指導員が「児童の遊びを指導するもの」に該当する基礎資格を持っているとは限らない。

ところで、児童館への配置が規定されている「児童の遊びを指導するもの」や放課後児童指導員の人員につい

て明確な基準は設定されていない。放課後児童クラブは共働きや一人親家庭などが増加する中で子育てと仕事を両立させていくためにも欠かせないものであることから、クラブの設置時間（保育時間）は延長が求められる傾向にある。児童館職員が放課後児童指導員を兼任する場合、児童館の開館時間（児童館の開館時刻から放課後児童クラブの終了時刻、つまり児童館としての閉館時刻）に見合う配置が行われているのかという問題を考える必要があるだろう。

全国学童保育連絡協議会による「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」（2003年6月）では、求める「保育時間」を下校後から午後6時まで、学校休業日は原則として午前8時30分から午後6時までとし、必要時は延長保育も行う必要があることが要求に盛り込まれている<sup>22)</sup>。また放課後児童指導員（全国学童保育連絡協議会では、「学童保育指導員」と表記されている）は学童保育の基盤とされるものの、公営のクラブにおいてもその多くが1年雇用で再雇用を繰り返す非常勤職員であり、その配置は、児童への保育の質を向上させ、保育中の安全に配慮するためにも「専任、常勤、常時複数」<sup>23)</sup>が望ましいとしている。2003年に行われた東京都23区、関東地方21市及び全国政令指定都市を対象とした学童保育に関する調査<sup>24)</sup>では、多くの自治体で児童館を8時30分から18時もしくは19時まで開館しており、放課後児童指導員については東京都23区のうち、22区は何らかの形で非常勤職員を雇用（1区平均：約60.8人）していた。関東地方21市においては、横浜市を除く20市で正規職員の約2倍の非常勤職員（計3225人、1市平均：約161.2人）が採用されている。さらにこの20市のうち、7市では非常勤職員のみが配置されていた。これらのことから、開館時間の延長に伴い、正規職員だけでは十分な勤務体制を組むことができず、多くの非常勤職員を雇用することで児童館の運営が維持されていることがわかる。

### 3.2 児童館職員の役割

第2章の児童館の歴史の概観を通して述べたように、児童館では、従来からの児童の健全育成への寄与に加え、乳幼児とその親に対する子育て支援などへの対応が期待されている。今日の児童館の主な役割について、児童福祉論の櫻井慶一は、①乳幼児の親子を中心にした遊び援助や育児相談などの児童・家庭支援、②放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業いわゆる学童保育）や中・高校生へのクラブ活動指導などの児童健全育成事業、③母親や父親クラブ、子育てサークルなどの地域組織化事業など<sup>25)</sup>を挙げ、児童館が児童福祉法第40条にある児童

に健全な遊びを提供する場としてだけでなく、子どもたちの育成や子育ての支援を幅広く行うために、地域生活に積極的に歩み寄る存在として児童館を位置づけている。

これら①、②、③の役割は1994年に少子化対策の具体的な施策として示されたいわゆる「エンゼルプラン（「今後の子育てのための施策の基本的方向について」）」（1994年12月、厚生省、文部省、労働省、建設省（いずれも当時））およびその後、財務省、自治省が加わり2000年から実施されている「新エンゼルプラン（「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」）」（2000年12月19日）による地域で子育てを家族を支援するための計画を踏まえたものであるといえるだろう。「新エンゼルプラン」は、「少子化対策推進基本方針」（1999年12月17日、少子化対策推進関係閣僚会議）で少子化対策の趣旨として示された、「仕事と子育ての両立の負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会」<sup>26)</sup>にするとの趣旨に基づき、施策の目標として〔1〕保育サービス等子育て支援サービスの充実、〔2〕仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備、〔3〕働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正、〔4〕母子保健医療体制の整備、〔5〕地域で子どもを育てる教育環境の整備、〔6〕子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現、〔7〕教育に伴う経済的負担の軽減、〔8〕住まいやまちづくりによる子育ての支援を行う<sup>27)</sup>ことなどを掲げている。ここでは、児童館は保育所と並んで「地域子育て支援センター」<sup>28)</sup>としての機能を担うことが期待されている。

このような状況において、どのような役割が児童館職員に求められているのだろうか。

児童館・学童保育21世紀委員会が提示した「児童館・学童保育17の緊急改革提言」の「提言13 職員の研修・資格制度の保障を」では、児童館職員に必要な資質として、①子どもに対する深い理解と共感、②今日の状況に対していろいろな遊びや集団指導ができること、③地域の人々や児童館の利用者を組織したり、共に活動したりすることができること、④個別の相談にも適切に答えられること<sup>29)</sup>が挙げられている。また、児童館職員である若林俊郎は、児童館を利用する子どもが学校のクラスのように一定の組織された形態をとらず、しかも継続的に来館する保障はないという特徴から、「建物としての児童館を利用する子どもに対応する関係、いわば、いつでも、だれにもこたえる事業を用意し、取り組む活動」と、前者の状況に規定されながらも児童館活動が地域に定着

し、継続的な行事の取り組みによって児童館の核になる子ども集団が育つという側面から、「一つのテーマ（行事活動、クラブ活動など）にもとづき、特定の子ども集団を指導する活動」の二つを挙げ、相反するともいえるこれら二つの要素を同時に遂行する責務を負う<sup>30)</sup>と述べている。若林の枠組みは子どもと児童館職員の関係を示したものが、これは現代の児童館の利用者として櫻井が挙げた子育てに関わる大人や地域と、児童館職員との関係としても同様にとらえることは可能であろう。つまり、児童館職員の役割は、その地域の子育てという問題を中心に、時代に応じて変化するニーズを適切に把握し、対応するという可変的な役割と、主に児童館という場において個々の活動における児童（個人、集団）の成長に向けた直接的、間接的な関わりという不変的な役割の二面性を持つのではないかと考えられる。

### 3.3 児童への読書活動の支援を行う児童館職員の問題

児童館職員は、児童館という場を中心にして、幼児から児童・生徒、その家族、地域住民にいたる幅広い年齢層や立場の利用者への対応に加えて、地域全体の子育ての状況をも見据えていくことが求められている。

このなかで児童への読書活動の支援は児童館の活動においてごく一部の活動に過ぎないが、堀川照代は、「語彙・文章理解・批判・鑑賞等の能力の向上のみならず、(中略)本の世界の中でさまざまな精神的・情緒的体験を積むことにより感性や想像力が磨かれ、さらには困難に立ち向かい生きていく力が育まれることにもつながる」<sup>31)</sup>と述べ、子どもの成長に読書を位置づける重要性を述べている。また、児童館に限らず、図書館、公民館、最近ではブックスタートの活動の一環として保健所などでも読み聞かせや人形劇などを行うボランティアが多く活動している。子どもが過ごす生活の場である児童館で、その成長を育んでいくためにも児童館職員は遊びや学習を通して何らかの形で読書へのきっかけを提供し、その環境づくりを行うことは、児童館の目的である健全育成という側面からも意義がある。そして「児童福祉施設最低基準」で示された児童館図書室の整備は、目に見える環境づくりのひとつとして有効な手段であろう。

しかしながら、図書館活動や児童館活動において児童館図書室の活動や実態が論文や記事として紹介されることは非常に少ない。このことについて、図書館員や図書館情報学研究者が厚生労働省の管轄である児童館の中にある図書室を児童サービスの対象として十分に認識してこなかったと考えるのは想像に難くない。

一方、児童館職員が子どもの育成を担う児童館活動

の中で読書活動や図書室をどう位置づけているのだろうか。これを考えていくひとつの材料として、「児童福祉施設最低基準」に基づいて配置される「児童の遊びを指導するもの」の基礎資格である教師や保育士などの児童厚生員の養成を行う大学、短大、専門学校のうち、「児童厚生員養成課程認定校」(児童健全育成財団)<sup>32)</sup>に挙げられている学校(大学2校2学部、短大17校20学科、専門学校12校15学科)のカリキュラムおよび卒業時に得られる資格の一覧には、専門科目の中で児童文学について学ぶ機会は設けられているものの、卒業時に司書資格が得られる学校は短大が2校だけであった。また、「児童厚生員養成課程認定校」の多くの大学、短大では司書課程が設置されているのにもかかわらず、保育士や幼稚園教諭を養成する学科の学生には受講資格が認められていない。この経緯から考えると、児童館職員についても児童館図書室を運営する知識や技能を修得する機会が少なく、またその意識は希薄であると思われる。

## 4. つくば市児童館図書室の現状と課題

本章では、はじめにつくば市における児童館の歴史について概観し、市内の児童館に対して行った児童図書室の活動と職員の意識についての調査結果の分析を行う。

### 4.1 つくば市における児童館の歴史

現在、つくば市内の児童センター・児童館は17館(2004年5月現在)である。県内でこれだけの館数を誇るのはつくば市のみであり、つくば市よりも人口規模の大きな水戸市や日立市であっても2～3館程度の設置数であることを考えれば、いかに人口当たりの設置率が高いかが分かる<sup>33)</sup>。この17館のうち、大半は筑波研究学園都市地区内に存在している。このことは、筑波学園研究都市が国主導のもと、日本住宅公団(現在の都市再生機構)の土地区画整理事業を行う際のマスタープランに、すでに児童館用地等の公共施設用地が計画配分されていたことが大きく影響している<sup>34)</sup>。

では、具体的に、つくば市内での児童館の変遷をみると、最初に児童館を開設したのは、旧・筑波町であった。1971年4月、旧・筑波町の中心部に近い小田地区に、筑波町立小田児童館が開設された。都市部であっても児童館の整備の進んでいなかった当時であったは、斬新的な取り組みであったものと思われる。

その後は、桜村立竹園東児童館(1976年10月)、桜村立並木児童館(1977年5月)、桜村立吾妻西児童館(1979年5月)、谷田部町立手代木南児童館(1980年4月)、桜

村立吾妻東児童館(1984年6月),桜村立桜南児童館(1985年4月)と筑波研究学園都市地区での整備が進んでいく。これは、同地区の開発が進み、多くの研究機関が移転、人口の増加が急激に進んでいく時期とも重なる。

桜村では、上述したような学園都市地区の外においても、児童館の設置に積極的であった。1983年6月には桜村立栄児童館を、また、1984年6月には桜村立九重児童館を相次いで開館させている。桜村が児童館の設置に積極的であった背景には、学園都市を構成する自治体の中で、もっとも人口流入が激しく、かつ人口が一番多かった(同時に、財力が高く若年人口率が高かった)自治体であったことも影響しているものと考えられる。1985年時点での人口は、桜村が約4万人であったのに対して、谷田部町3.5万人、筑波町2.3万人であった。

1987年から88年かけて合併し誕生した新生つくば市になってからも、以下の児童館の設置が進められた。市立二の宮児童館(1989年4月),市立竹園西児童館(1991年4月),市立松代児童館(1992年4月),市立東児童館(2004年4月)(以上、学園都市地区内),市立吉沼児童館(1992年4月),市立谷田部児童館(1994年5月),市立上郷児童館(1996年4月),旧・荃崎町立荃崎児童センター(2001年4月)(以上、学園都市地区外)。

これらの児童館の利用状況については、つくば市の担当部局によって各年度の利用統計が作成されているが、その詳しい実態調査はこれまで行われてきていない。

#### 4.2 つくば市児童館図書室の実態調査の内容

調査方法は、多肢選択法による回答形式を中心とした質問紙によるアンケート調査である。調査の対象は、つくば市内の、荃崎児童センター、竹園東児童館、竹園西児童館、吾妻東児童館、吾妻西児童館、九重児童館、栄児童館、並木児童館、小田児童館、桜南児童館、手代木南児童館、松代児童館、谷田部児童館、二の宮児童館、吉沼児童館、上郷児童館の16館の児童館(調査時は東児童館については建設中であったため、対象外とした)の職員である。アンケート調査では、「図書室担当者版」と「一般職員版」(非図書室担当の常勤・非常勤職員)

の2種類の質問紙を作成した(「一般職員版」の質問項目は「図書室担当者版」で用いた質問項目から図書室に関する質問項目を除いた質問項目によって構成される)。

これらの調査項目は、「図書室担当者版」は、回答者の属性(氏名、役職、所属館勤務年数)、児童館職員の構成(勤務形態、性別、所属館勤務年数通算勤務年数、資格)、施設設備(面積、設立年、図書室の有無と面積、開館時間、児童クラブの人数と活動、利用者数)、児童館図書室の管理運営(担当者6項目、資料9項目、運営6項目、利用3項目、その他)、読書活動を支援する催し物(4項目)、読書活動支援への意識(20項目)、読書支援活動の具体例の列挙などの質問項目から構成されている。これらの調査項目の作成については、児童館の歴史的考察から児童の健全育成、児童図書館の位置づけ、また児童館の制度的側面の考察から職員制度、職員の役割などをキーワードとして抽出し質問項目を作成した。

回答方法はこれらの質問紙を各児童館職員に直接持参し、「図書室担当者版」を各児童館に1部、「一般職員版」を所属職員の人数分配布し、2週間後に回収した。調査は2004年2月に実施し、回答した職員は、つくば市の16児童館中14館の職員で「図書室担当者版」12名、「一般職員版」39名の計51名であった。回収先と回収数の内訳は表1のようになった。

アンケート調査に回答者した51名の職員の勤務形態は、常勤が28名(55%)、非常勤が7名(14%)、無回答の16名(31%)となっており、常勤が全体の半数以上を占めている。また、男女比を見ると、男性16名(31%)、女性25名(49%)、無回答10名(20%)となっており、女性が全体の半数以上を占めている。職員の資格の有無については、何らかの資格のある職員29名(57%)、資格のない職員14名(28%)、無回答8名(16%)となっており、最も多い資格は教員10名、保育士9名、児童厚生員(1級・2級)4名となっている(うち教員と保育士の資格を持つ者が1名)。

現在、つくば市の児童館行政は保健福祉部こども課が所管している。児童館への職員の配属は、事務職の人事異動の対象部署のひとつとして、「児童の遊びを指導す

表1 アンケート調査の回収結果

質問紙の種類	吾妻西	大曾根	小田	荃崎	九重	栄	桜南	竹園西	竹園東	手代木南	並木	二の宮	松代	谷田部	吉沼	合計
図書室担当者版	1	0	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	12
一般職員版	5	4	2	3	4	2	1	4	2	0	4	1	2	3	2	39

るもの」の資格要件は特に問われず配属されている。

#### 4.3 児童館図書室の運営の実態

つくば市児童館全体の年間の利用者総数は、平成14年度つくば市の調べ（表2）によると、374,947人で一日の平均利用者は23,434人である。その内訳は学齢期の小・中・高等学校の生徒が243,863人（65%）で、その一日の平均利用者数は15,241人に達しており、非常に多くの児童・生徒が児童館を利用者していることがわかる。つくば市の児童館は、つくば市から2003年度は「児童館費」として約6億6,487万円（2002年度4億6,142万円）の予算が計上されている。児童館図書室に関する費目は、「備品購入費」の中に「図書備品」がある。この「図書備品」の費目には、各館当たり2万円で計32万円の予算が計上されている。この金額は全額図書購入費に当てたとしても極めてわずかな金額であるが、それを蔵書購入に使うかどうかは各館の裁量にまかされている。したがって、児童館の図書室の蔵書を充実させるためには必然的に保護者等からの寄贈に頼らざるを得ない状況にあるといえる。

以下では、児童館図書室の蔵書構成、運営、利用などの現状をアンケート調査票の「図書室担当者版」の回答結果からその現状を明らかにする。

##### (1) 図書室の蔵書と設備

アンケート調査では、図書室の蔵書の本、雑誌、ビデオ、紙芝居、CD/LDの所蔵状況を調査した。回答のあった9館の図書室の本の所蔵数は最少616冊から最大5,519冊と蔵書数に開きが見られた。また、多数の紙芝居が所蔵（1館あたり、約63.3冊）されており、紙芝居が児童館図書室の重要な資料として位置づけられていること、また図書室の67%にパーソナル・コンピュータが既に設置されていることなどが明らかになった。

これらの児童館の図書購入予算の上限が同じであることを考えると、こうした所蔵数の大きな違いは各館の図書室の運営に対する意識の違いが反映されたものであると考えられる。また、紙芝居については分類・保存の方法、パーソナル・コンピュータについてはその有効活用のための適切なメディアの購入が課題となると思われる。

##### (2) 図書室の管理・運営について

図書室資料の管理・運営について最も基本的な一連の

表2 児童館の年間の利用者総数（H14年度、つくば市調べ）

児童館	幼児	小学生	中高生	大人	開館日	日平均	来館者総数
16館合計	53,875	238,167	5,696	77,209	4,205	89.2	374,947
平均	3,367	14,885	356	4,826	263	89.2	23,434

表3 図書室資料の管理・運営

質問の内容	肯定	否定	無回答
図書館担当者はいるか	2館 17%	9館 75%	1館 8%
資料を選定するための方針（基準）はあるか	0館 0%	4館 33%	8館 67%
資料の選定に何らかの資料やリストは使っているか	1館 8%	8館 67%	3館 25%
図書室の資料の目録は作成しているか	9館 75%	2館 17%	1館 8%
図書室の資料の原簿（購入・寄贈）は作成しているか	11館 92%	1館 8%	0館 0%
図書等の寄贈を受け入れているか	10館 83%	1館 8%	1館 8%
図書室の資料を貸出しているか	9館 75%	3館 25%	0館 0%
講座や催し物で図書室の資料を活用するか	4館 33%	5館 42%	3館 25%

質問に対しては、表3のような回答を得た。これらの回答から、ほとんどの児童館では図書室の担当者は置かれていないものの、資料の原簿や目録の作成を通じた資料の把握が行われていることがわかる。また、図書等の資料の寄贈をほとんどの児童館で受け入れており、資料購入費の不足を補っていることがわかる。しかし、資料の選定においては、選書方針や基準を作成しておらず、また選定のための参考資料やリスト類がほとんど利用されていないことから、児童館の図書室においては蔵書の体系的、意図的な構築がなされていないことがわかる。したがって、図書室資料の講座や催し物への利用は当然低くなっていると理解できる。

図書室の運営については、公共図書館からの支援を受けている児童館はその貧弱さに係わらず12館中6館に過ぎない。また、公共図書館に比べて近隣に位置し、かつ同年齢の児童の利用する学校図書館との連携・協力は全く行われておらず、図書室運営に関してボランティア等の団体からの支援を受ける図書室も少ない(2館)。さらに、図書館運営が共通の話題として会議において議論されたり、勉強会のテーマとして取り上げられたりする(機会)こともない(表4)。これらのことから、児童館図書室の改善のための経営努力はほとんど行われておらず、一般に職員の図書室運営に対する認識はかなり低いことがわかる。

児童の読書に関する催し物(おはなし会、読み聞かせ、絵本づくり、パネルシアターなど)は、ほとんどの児童館で熱心に行われており、これを支援するボランティアも積極的に受け入れていることから、児童館職員の読書活動への支援の重要性についての認識は共通して見られる。しかし、保護者向けの講座や催しの企画実施状況を見る限り、児童館には児童の読書活動への支援活動を保護者の活動と連携して展開しようとする意図は見られない(表5)。

これらのことから、図書室の蔵書数では、各館同額の図書費にも係わらず、実際の各館の本の所蔵冊数は最少616冊から最大5,519冊までの大きな開きのあることが明らかになった。これは児童館における図書室の蔵書数には、職員の蔵書の充実への意識の相違が大きな影響を与えることを示している。図書資料の管理運営では、ほとんどの児童館では図書室の担当者が置かれていないが、資料の原簿や目録が作成されており、資料の把握がなされていること、また、図書等の資料の寄贈をほとんどの児童館で受け入れており、資料購入費の不足を補っているなどが明らかになった。しかし、図書資料の選定においては選書方針や基準を作成しておらず、また選定のための参考資料やリスト類がほとんど利用されていないことも明らかになった。したがって、児童館図書室の蔵書構築における課題は選書にあることがわかる。児童館の

表4 図書室の管理・運営

質問の内容	肯定	否定	無回答
図書室の運営において公共図書館から支援を受けているか	6館 50%	4館 33%	2館 17%
図書室の運営において近隣の幼稚園や学校と連携協力しているか	0館 0%	12館 100%	0館 0%
図書室の運営において学校図書館や公共図書館以外の団体からの支援を受けているか	2館 17%	10館 83%	0館 0%
これまで児童館に関する会議や勉強会などで図書室の運営について議題やテーマになったことはあるか	1館 8%	11館 92%	0館 0%

表5 読書活動への支援

質問の内容	肯定	否定	無回答
児童の読書活動を支援する催しを企画実施しているか	10館 83%	2館 17%	0館 0%
保護者向けの講座において、子どもの読書活動を支援する催しを企画実施しているか	2館 17%	9館 75%	1館 8%
児童の読書活動を支援するボランティアはいるか	11館 92%	1館 8%	0館 0%

図書室においては明確な選書方針を立て蔵書を体系的に構築していくことが必要であるといえる。

また、図書室の管理・運営では、図書室の運営については、公共図書館からの支援を受けている図書室は半数に過ぎないこと、また、公共図書館に比べて近隣に位置し、かつ同年齢の児童の利用する学校図書館との連携・協力も全く見られないし、図書室運営に関してボランティア等の団体からの支援を受ける図書室も少数であることが明らかになった。しかし、児童の読書に関する催し物はほとんど全ての児童館で熱心に行われており、これを支援するボランティアも積極的に受け入れていることが明らかになった。したがって、児童館職員には読書活動への支援の重要性についての認識は共通して見られると思われるので、さらに読書活動における図書館の役割を理解し、他の図書館との連携協力を図っていくことが望まれる。

## 5. 図書室運営および読書活動の支援に対する職員の意識

### 5.1 職員意識の全体傾向

ここでは、アンケート調査に回答した全職員51名の児童館における児童の読書活動への支援に対する意識を明らかにする。児童の図書館運営や読書活動への支援についての質問項目は20問（資料を参照）あり、回答方式は5件法によるリッカート尺度（「ア大変必要 イ必要 ウどちらともいえない エ必要ない オまったく必要ない」など）を用いた。ただし、質問⑩の回答法は「はい」と「いいえ」の2件法を用いた。なお、質問⑤「児童は図書室で熱心に読書をしていると思いますか。」については質問の趣旨と回答の選択肢が一致せず不適切であったので分析から除外した（質問項目の内容については参考資料を参照）。19問の質問の回答結果は次の表6のようになった。

調査結果から、読書活動への支援（指導）に対する児童館職員の意識は、児童館で児童の読書活動を支援（指導）することが必要だと思う職員は6割を超え、また、

表6 図書館員の読書と図書室に対する意識等

No.	質問内容の要旨	有効 回答数	強く肯定 %	肯定 %	どちら とも%	否定 %	強く否定 %
①	読書支援の必要性	51	14	51	35	0	0
②	遊びの支援の必要性	51	26	63	12	0	0
③	図書室は必要な設備	51	20	67	8	6	0
④	読書支援を実施	46	2	33	41	20	4
⑥	保護者は読書支援に期待	49	2	31	49	16	2
⑦	読書支援は特別な知識	48	8	48	27	17	0
⑧	図書資料費の充実	49	2	12	45	27	14
⑨	図書室資料の充実	49	6	63	22	8	0
⑩	公共図書館等の貸出利用	46	7	24	26	41	2
⑪	読書活動の館外支援者	51	10	41	37	12	0
⑫	読書好き	50	22	50	12	14	2
⑬	読書支援（指導）への熱意	51	4	16	51	24	6
⑭	子どもの読書推進法の理解	49	0	4	18	47	31
⑮	魅力ある資料の所蔵	50	2	10	44	40	2
⑯	図書室は健全育成に寄与	48	8	38	46	8	0
⑰	大型児童館の図書室支援	46	7	52	28	13	0
⑱	読書は遊びの指導の一環	49	10	63	16	8	2
⑲	読書等のセミナー参加	49	10	39	39	10	2
⑳	図書室の設置義務を知る	51	—	37	—	63	—

その必要性を否定する職員はいないことが明らかになった。しかし、読書活動への支援（指導）を行っているとの職員の認識はかなり低く、児童の読書活動の支援（指導）に対してあまり熱心ではないと自ら考えている職員も多い。また、半数以上の職員が読書活動を支援（指導）するには特別な知識技能が必要であるとの認識や読書活動に対して外部の支援者が必要であるとの固定観念を持つこともわかる。したがって、職員の読書活動への支援（指導）の課題は職務における児童の読書支援（指導）の位置づけを明確にすることとその具体的方法についての理解を深めていくことであるといえる。

図書室については、ほとんどの職員が図書室の必要性を認識し、図書室の資料を充実させたいと思っているが、公共図書館の資料の利用に消極的な姿勢を持つなど具体的な行動と意欲にはギャップが見られる。また、ほとんどの職員が児童館への図書室の設置義務について知らないなど職員の図書室運営に対する認識はかなり低いといえる。

5.2 児童館図書室と児童の健全育成

調査結果の全体傾向の分析からは、児童館職員の児童の読書活動への支援（指導）や図書室運営に対する意識は必ずしも高くないことが明らかになった。しかし、児童館は児童福祉法第一条で「全て国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」と規定されるように、児童館の目的は児童の健全育成を支援することにある。児童館図書室は、児童の健やかな成長と豊かな教養を育むための読書材を提供することを通してその目的の達成のために主要な役割を担う必要がある。また、“図書室が最低基準”とされた理由はそこにあったともいえる。しかし、こうした理念が実現されるためには、職員全体で児童館図書室が児童の健全育成を支援する役割を持つとの認識を共有していなければならないといえるであろう。そこで、ここでは、アンケート調査の質問項目の中から⑩「児童図書室での読書活動は児童の健全育成に寄与していると思いますか。」という質問の回答結果に注目し、その意識構造を分析する。

この質問に対する回答は、肯定する職員は46%で約半数いるが、どちらともいえないとする職員も46%おり、児童館図書室が児童の健全育成へ寄与していると明確に認識していない職員がかなりの数にのぼっている。こうした職員の認識にどのような要因が影響を与えているかを他の18質問（⑤と⑳を除く）との関係から重回帰分析の手法(統計ソフトSPSSを使用)を用いて明らかにする。

重回帰分析の出力結果は次の表7及び表8のようになった。

表7の重相関係数R(=0.89)と決定係数R<sup>2</sup>乗(=0.79)はともに1に近く、求める回帰式の当てはまりが良いことを示している。また、分散分析による検定では、回帰式は有意(有意水準 $\alpha$ =0.05で有意確率0.00)であり、多重共線性についても問題は見られない。そこで、表8の標準化係数を見ると目的変数である⑩図書室の健全育成への寄与に大きい影響を与えているのは、⑩公共図書館の貸出利用の-0.457(有意確率0.00)、⑬読書支援(指導)への熱意の0.743(有意確率0.00)、⑱読書活動は遊びの指導の一環の0.640(有意確率0.00)などの3変量であることが明らかになった。

これらのことから、児童図書室での読書活動は児童の

表7 重相関計数<sup>b</sup>

モデル	R	R <sup>2</sup> 乗	調整済みR <sup>2</sup> 乗	推定値の標準誤差
1	.886	.786	.640	.46249

b. 従属変数：図書室の健全育成への寄与

表8 係数<sup>a</sup>

	標準化係数 $\beta$	有為確率
(定数)		0.60
① 読書支援(指導)の必要性	-0.102	0.45
② 遊びの支援の必要性	0.023	0.87
③ 図書室は必要な設備	-0.053	0.72
④ 読書支援(指導)を実施	0.159	0.27
⑥ 保護者は読書支援(指導)に期待	0.045	0.78
⑦ 読書支援(指導)は特別な知識	0.146	0.30
⑧ 図書資料費の充実	0.231	0.05
⑨ 図書室資料の充実	0.216	0.25
⑩ 公共図書館等の資料利用	-0.457	0.00
⑪ 読書活動の館外支援者	-0.018	0.90
⑫ 読書好き	-0.069	0.66
⑬ 読書支援への熱意	0.743	0.00
⑭ 子どもの読書活動推進法の理解	-0.010	0.94
⑮ 魅力ある資料の所蔵	0.031	0.83
⑰ 大型児童館の図書室支援	-0.268	0.13
⑱ 読書は遊びの指導の一環	0.640	0.00
⑲ 読書等のセミナー参加	0.050	0.74

a. 従属変数：図書室の健全育成への寄与

健全育成に寄与しているとの認識には、職員が子どもの読書支援(指導)に熱心であるという意欲を持つことや、読書活動を子どもの遊びの指導の一環というより広い観点から読書支援(指導)を認識することが大切であることを示している。逆に、図書室の本が少ない場合に公共図書館等から貸出を受けるといった具体的な行動レベルにおける職員の消極性が児童館図書室の児童の健全育成への寄与という認識を損なう阻害要因であることを示している。つまり、職員は図書館における読書活動と職務の係わりの重要性を理解しているが、その反面、読書支援(指導)の重要性の認識は行動レベルにまでつながっていない認識であると指摘できる。

## 6. 考察

児童館図書室は、「児童福祉施設最低基準」第37条第2項によって、児童館に設置が義務付けられている設備である。児童館に図書室の設置が義務付けられたのは、その歴史から明らかのように、子どもたちの健全な発達にとって優良な図書(児童文化財)の存在や読書の資するところが大きいと考えられてきたからである。戦後直後の紙不足、図書不足のさなか児童文化財寄付運動や「児童福祉文庫」事業を展開した先人たちの努力がそれを物語っている。現在においても、多くの児童が利用する児童館図書室は、子どもたちの身近な読書環境としての重要な役割を担っているといえるだろう。例えば、つくば市の発行する『つくば市立児童館ガイドブック』<sup>35)</sup>、および市報である『広報つくば』(2004年1月15日)<sup>36)</sup>などの第1面において児童館の事業の一つに「図書の閲覧と貸し出し」を挙げている。

しかし、これまでの分析から明らかになったつくば市の児童館図書室の運営と読書活動の支援(指導)の特徴をまとめると、それは、多くの児童館では目録や原簿を作成するなど、“物品としての資料の管理”は行なわれているものの、選書や相互貸借、他の施設との協力などの“図書室の運営”に対しては総体的に職員の意識が低く消極的なことである。こうした現状からは図書館運営に対する各児童館の積極的な姿勢は明確に見えてこないといえる。

一方、読書活動の支援(指導)の特徴と職員の意識は、児童館職員は読書活動の場所を提供することに対しては一定の理解を示しつつ、かつそのための活動もある程度行なっているが、読書活動への直接的な支援(指導)に関しては専門的な知識や技術を要すると認識し、ボランティア等の外部支援者に依存する傾向が見られた。ま

た、公共図書館からの貸出など児童の読書活動支援(指導)のための具体的な行動は、図書室での読書活動が児童の健全育成に寄与するという認識の阻害要因として働いていると推定された。つまり、一般的な児童館職員の読書活動の支援(指導)に対する意識は、その重要性を理解し関心は示すもののその活動内容は“職務の範疇を超えたもの”であるというものであり、行動レベルにまでつながっていない意識であるといえよう。

こうした点から、児童館職員の意識を考えるうえで、児童館職員自身が図書館(公共図書館、学校図書館、大学図書館等)をどのように利用してきたかという点や養成段階における図書館情報学の学習機会についても考慮する必要があると考えられる。この点について、つくば市の児童館職員の資格を見ると、常勤、非常勤職員問わず児童館職員には図書館司書もしくは司書教諭の資格を持つものはいなかった。また、児童厚生員、保育士、教員の有資格者についても図書館運営や読書指導について十分な学習機会を持つとはいえない。こうした児童館職員の図書館運営に関する知識や職務に関連する資格の取得において図書館情報学の学習機会が確保される必要があると思われる。

したがって、今後の児童館図書室の課題は、図書室の蔵書の体系的、意図的な構築を含む計画的な図書室運営にあると考える。そのためには、市の財政的支援が不可欠なことは自明のことであるが、むしろ、その前提となる児童館職員の図書室運営に対する意識を高めていくことがもう一つの重要な課題としてあげられるであろう。そのためには、児童館職員の司書資格の取得、職員研修の中で図書室の役割や運営について取りあげること、他の図書館施設の見学を行ったりすることなどの具体的な方策を通して、職員の読書活動への支援(指導)に向けた職員の行動と図書室運営への意識をしっかりと結び付けていくことが必要である。

### [注・参考文献]

- 1) 八重樫牧子. 戦後日本の児童館施策の動向(1): 中央児童福祉審議会等の答申・意見具申等を中心に. ノートルダム清心女子大学紀要: 生活経営学・児童学・食品栄養学編. 21(1), 1997, p.11-28.
- 2) 八重樫牧子. 戦後日本の児童館施策の動向(2): 戦後日本の児童館施策年表一. ノートルダム清心女子大学紀要: 生活経営学・児童学・食品栄養学編, 21(1), 1997, p.29-40.
- 3) 八重樫牧子. 戦後日本の児童館施策の動向: 「児童館の設置運営要綱」を中心に. 川崎医療福祉学会誌, 9

- (1), 1999, p.1-12.
- 4) 厚生省編『厚生白書』やつくば市編『つくば市立児童館ガイドブック』など。
- 5) 前掲1) p.12.
- 6) 厚生省児童局編. 児童福祉十年の歩み. 東京, 日本児童問題調査会, 1959, 364p. 参照は, p.147.
- 7) 川本宇之介. 都市教育の研究. 東京, 東京市政調査会, 1926, 1冊. 参照は, p.617.
- 8) 前掲1) p.12.
- 9) 全国児童館連合会児童館研究委員会編. 児童厚生員ハンドブック. 第3版. 東京, 全国児童館連合会児童館研究委員会, 1998, 310p. 参照は, p.92.
- 10) 例えば, 本間一夫の「日本盲人図書館」などの戦前期の盲人社会事業が好例である。
- 11) 厚生省大臣官房企画室編. 厚生白書. 昭和31年度版. 東京, 東洋経済新報社, 1956, 220p. 参照は, p.51.
- 12) 前掲1) p.15.
- 13) 前掲2) p.142-147.
- 14) 前掲2) p.142.
- 15) のちに, 映画及び幻燈と演劇は1つの部会に統合され,代わってテレビ及びラジオの部会が新設された。
- 16) 前掲2) p.143.
- 17) 前掲2) p.143.
- 18) 厚生省児童家庭局編. 児童福祉三十年の歩み. 東京, 日本児童問題調査会, 1978, 8, 584p. 参照は, p.150.
- 19) 前掲2) p.146-147.
- 20) 中山茂. 児童館について. 図書館雑誌. 54 (2), 1960, p.55.
- 21) 児童健全育成推進財団. “児童厚生員資格認定制度”. 児童健全育成推進財団. (オンライン), 入手先 <URL: <http://www.jidoukan.ne.jp/info/info6.php>>, (参照 2005-01-14).
- 22) 全国学童保育連絡協議会. 私たちが求める学童保育の設置・運営基準 学童保育の保育指針 (案). (オンライン), 入手先 <URL:<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou/settuneikijun.pdf>>, (参照 2004-09-24)
- 23) 前掲22)
- 24) 熊野弘子. 特集:消える学童保育, 手作り保育, 「自主運営」という道:自分たちの手で自分たちの学童を. AERA. 16 (49), p.15-20 (AERA in AERA [綴じ込み]のページによる). (参照した表は, 「自治体ごとにこんなに違う学童保育」 p.16-19.)
- 25) 櫻井慶一. “9 地域における子育て支援”. 児童家庭福祉. 東京, 放送大学教育振興会, 2003, p.209-227. (放送大学教材,1617516-1-0311). 参照は, p.219-220.
- 26) 少子化対策推進関係閣僚会議. “少子化対策推進基本方針”. 1999年12月17日. (オンライン), 入手先 <URL:[http://www1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp0816-2\\_18.html](http://www1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp0816-2_18.html)>, (参照 2005-01-14)
- 27) 厚生労働省. “重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について (新エンゼルプラン)”. 1999年12月19日. 厚生労働省. (オンライン), 入手先 <URL:<http://www2.mhlw.go.jp/topics/topics/syousika/angel03.htm>>, (参照 2005-01-14)
- 28) 前掲26)
- 29) 児童館・学童保育21世紀委員会. 21世紀へ向けて: 児童館・学童保育プレリユード. 東京, 萌文社, 1994, 62p. 参照は, p.48-49.
- 30) 若林俊郎. 児童館活動の10年:東京のあゆみから. 教育, 30 (2), 1980, p.62.
- 31) 堀川照代. “7.9.1 意義と機能”. 図書館情報学ハンドブック. 第2版. 東京, 丸善, 1999, p.839-841. 参照は, p.840.
- 32) 児童健全育成推進財団. “児童厚生員養成課程認定校一覧”. 児童健全育成推進財団. (オンライン), 入手先 <URL: <http://www.jidoukan.ne.jp/info/nintei.php>>, (参照2004-09-24).
- 33) なお, 県内には, 児童館が約50館あるが, 全体の3割がつくば市にあることになる。
- 34) 同様に, ほぼ同時期に同公団の造成した多摩ニュータウン地区 (多摩市) にも9館の児童館が設置されていることが参考になる。
- 35) つくば市保健福祉部こども課. つくば市立児童館ガイドブック. つくば市, [n.d.], p.1.
- 36) 企画部広報広聴課編. 親子で楽しいイベントを: 児童館で. 広報つくば, 348, 2004, p.1.

[資料]: アンケート調査の職員の意識調査の項目

質問「来館する児童の読書活動を支援（指導）することをどのように考えているか教えてください。」

- ①児童館で児童の読書活動を支援（指導）することは必要だと思いますか。
  - ・ア大変必要 イ必要 ウどちらともいえない エ必要ない オ全く必要ない
- ②児童館で遊びへの支援（指導）を行うことは必要だと思いますか。
  - ・ア大変必要 イ必要 ウどちらともいえない エ必要ない オ全く必要ない
- ③児童館に図書室は必要な設備だと思いますか。
  - ・ア大変必要 イ必要 ウどちらともいえない エ必要ない オ全く必要ない
- ④児童館で読書活動への支援（指導）は行われていると思いますか。
  - ・ア十分行われている イ行われている ウどちらともいえない エ行われていない オ全く行われてない
- ⑥保護者は児童館での読書活動の支援（指導）を期待していると思いますか。
  - ・ア大変期待している イ期待している ウどちらともいえない エ期待していない オ全く期待してない
- ⑦児童の読書活動を支援（指導）するのに特別な技能知識は必要だと思いますか。
  - ・ア大変必要 イ必要 ウどちらともいえない エ必要ない オ全く必要ない
- ⑧図書室の資料充実のための図書費は十分だと思いますか。
  - ・ア十分 イある程度十分 ウどちらともいえない エあまり十分でない オ不十分
- ⑨図書室の資料をもっと充実させたいと思いますか。
  - ・ア強くそう思う イそう思う ウどちらともいえない エそう思わない オ全くそう思わない
- ⑩図書室の本が少ない場合、公共図書館等から借りてこようと思いますか。
  - ・ア強くそう思う イそう思う ウどちらともいえない エそう思わない オ全くそう思わない
- ⑪職員以外で読書活動を支援（指導）する人は必要だと思いますか。
  - ・ア強くそう思う イそう思う ウどちらともいえない エそう思わない オ全くそう思わない
- ⑫あなたは読書が好きですか。
  - ・ア大変好き イある程度好き ウどちらともいえない エあまり好きではない オ全く好きではない
- ⑬あなたは児童の読書活動の支援（指導）に熱心だと思いますか。
  - ・ア強くそう思う イそう思う ウどちらともいえない エそう思わない オ全くそう思わない
- ⑭あなたは子供の読書活動推進法の内容を知っていますか。
  - ・ア詳しく知っている イ知っている ウどちらともいえない エあまり知らない オまったく知らない
- ⑮図書室には、児童、父母など利用者が読みたくなるような資料を十分に揃えていると思いますか。
  - ・ア強くそう思う イそう思う ウどちらともいえない エそう思わない オ全くそう思わない
- ⑯児童館図書室での読書活動は児童の健全育成に寄与していると思いますか。
  - ・ア強くそう思う イそう思う ウどちらともいえない エそう思わない オ全くそう思わない
- ⑰国・県立の大型児童館に児童館の図書室に対する支援機能（例えば、巡回文庫事業、職員研修など）は必要だと思いますか。
  - ・ア強くそう思う イそう思う ウどちらともいえない エそう思わない オ全くそう思わない
- ⑱読書活動は児童館における遊びへの支援（指導）に含まれると思いますか。
  - ・ア大いに含まれる イ含まれる ウどちらともいえない エあまり含まれていない オ全く含まれてない
- ⑲読書や図書室の知識技術に関わるセミナーが開講された場合、受講したいと思いますか。
  - ・ア強くそう思う イそう思う ウどちらともいえない エそう思わない オ全くそう思わない
- ⑳あなたは「児童福祉施設最低基準」第37条第2項に児童館には図書室の設置が義務付けられていることを知っていますか。
  - ・ア知っている イ知らない

※⑤の質問は不適切（質問内容と回答の選択肢の不一致）のため分析より除外した。